

企業再建資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「企業再建資金(企業再生貸付)」のご融資を通じて、企業の再建を図るみなさまのお手伝いをさせていただきます。

POINT 1

取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方などが対象です
＜民間金融機関関連＞

POINT 2

融資残高が最も多いまたは次に多い民間金融機関と公庫が協調融資を行う場合は、特別利率Aが適用されます
＜民間金融機関関連＞

POINT 3

ご融資限度額は 7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)です

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

企業再建資金 概要

ご利用 いただける方	<p>1 企業再建関連 次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方 (1)株式会社整理回収機構 (2)中小企業再生支援協議会 (3)株式会社地域経済活性化支援機構 (4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 59 条に規定する産業復興相談センター (5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合</p> <p>2 第二会社方式再建関連 産業競争力強化法に基づく認定(変更認定を含みます。)を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を図る方</p> <p>3 民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方</p> <p>4 レイターDIP 関連 民事再生法に基づく再生計画の認可などを受けた方</p> <p>5 認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方</p> <p>6 条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p>
資金の お使いみち	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および運転資金
融資限度額	7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)
ご返済期間	設備資金：20 年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金：15 年以内(一定の要件を満たす場合は 20 年以内)[うち据置期間2年以内]
利率(年)	<p>1. 「ご利用いただける方」の1または5に該当する方: 特別利率 A</p> <p>2. 「ご利用いただける方」の2に該当する方: 特別利率 B</p> <p>3. 「ご利用いただける方」の3に該当する方: 基準利率、特別利率 A(注)</p> <p>4. 「ご利用いただける方」の4または6に該当する方: 基準利率</p>
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます

(注) 小規模事業者であり、融資残高が最も多いまたは次に多い民間金融機関と公庫が協調融資を行う場合は、特別利率 A が適用されます。

※ 「ご利用いただける方」のうち一定の要件を満たす方は「挑戦支援資本強化特例制度」(資本金性ローン) やシンジケートローン特例もご利用いただけます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業